平成３年広審第１０４号
漁船第一浜福丸機関損傷事件

言渡年月日　平成４年４月７日
審　判　庁　広島地方海難審判庁（養田重興、佐々木吉男、高橋昭雄）
理　事　官　杉崎忠志

損　　害
主機クランク軸を焼損

原　　因
主機（潤滑油系）の管理不十分

主　　文
　本件機関損傷は、主機潤滑油の管理が不十分で、汚損した同油を長期間使用したことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船第一浜福丸
総 ト ン 数　１９トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　２６４キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成３年７月２日午後８時ごろ
島根県地蔵埼北方沖合

　第一浜福丸は、昭和５２年に進水したまき網漁業に従事する木造漁船で、主機としてＢ社が製造した６ＢＮＫ－ＤＴと呼称する計画回転数毎分１，６００の過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を備えていた。
　主機の潤滑油は、容量約７５リットルの潤滑油だめから、吸入側こし器を通り、主機直結潤滑油ポンプにより４キログラム毎平方センチメートルばかりの圧力に上げられ、吐出側のこし器、潤滑油冷却器

を経て潤滑油主管から主軸受に入り、クランクピン軸受などを潤滑したのち、同油だめに戻るようになっていた。

ところで、同主機を製造したＢ社では、同機関の潤滑油の取扱いについて５００時間使用ごとに新油に取替え、２５０時間ごとにこし器の開放掃除を行い、機関を使用するたびごとに油量の点検や補給をし、潤滑油が汚れてくれば早目に取替えるように取扱説明書などの技術資料を通いして取扱者に周知を図っていた。

受審人Ａは、夕方出漁して翌朝帰港する操業で、主機を１箇月に３５０時間ばかり使用していたが、主機の点検整備については、よく分からなかったので、専ら年１回の修理の際などに地元鉄工所に依頼してみてもらい、平素は本船での主機取扱いを一応甲板員のＣに任せていたものの、同人も機関の知識を余り有しておらず、いずれも同取扱説明書などの技術資料を見て措置するということがなかったところから、潤滑油の管理が不十分となり、１年に１度新替えすればよいと思い、同技術資料記載の適正な使用時間で潤滑油を新替えすることなく、１，０００時間を超える長期間の使用にもかかわらず、同油中にカーボンやスラッジなどの夾雑物が混入して著しく汚損した状態になっていることに気付かないまま主機の運転を続けていた。

こうして本船は、平成３年７月２日午後５時ごろ島根県七類港を発し、同港沖合の漁場に向かい、主機を毎分１，５００回転ばかりにかけて魚群を探索中、潤滑油の著しい汚れから同油の圧力が低下し、油中のカーボンなどの夾雑物が主機２番シリンダのクランクピン軸受に入り、同軸受メタルがクランクピンに焼付いて異音を発し、これに気付いた船橋当直中のＡ受審人が同８時ごろ地蔵埼から真方位２度７海里ばかりの地点において、主機を停止した。

当時、天候は雨で風力３の東風が吹き、海上にはやや白波があった。

本船は、主機クランク軸を焼損して運航不能となり、僚船により七類港に引き付けられ、のち主機を換装した。

（原因）

本件機関損傷は、主機潤滑油の管理が不十分で、カーボンなどの混入で汚損した潤滑油が新替えされずに長期間使用され、同軸の圧力低下をきたすとともに、油中の夾雑物が２番シリンダのクランクピン軸受に入り込み、同軸受メタルが焼損したことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、主機の潤滑油を管理する場合、汚損した潤滑油を長期間使用しないよう、取扱説明書などに記載された適正な使用時間で同油を新替えすべき注意義務があったのに、これを怠り、１年に１度新油に取替えれば良いと思い、取扱説明書などの技術資料によらず、適正な使用時間で同油を新替えしなかったことは職務上の過失である。Ａ受審人の所為に対しては、海難審判法等４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。